

医 政 第 4 2 2 号
令和 2 年 3 月 12 日

一般社団法人静岡県臨床衛生検査技師会長 様

静岡県健康福祉部長

新型コロナウイルス感染症の PCR 検査に関する保健衛生施設等
施設・設備整備費の国庫補助について (通知)

日頃から本県の健康福祉行政に格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このことについて、別添のとおり厚生労働事務次官から通知がありましたので、参考までにお知らせします。

なお、本補助金の交付要綱については、非常に資料が多いため、今回は概要のみの送付といたしますので、御承知おきください。

担 当 医療健康局医療政策課医務班
電話番号 054-221-2417

厚生労働省発健0310第5号
令和2年3月10日

各 { 都 道 府 県 知 事 }
指 定 都 市 市 長 }
中 核 市 市 長 }
公益財団法人結核予防会理事長 } 殿
公益財団法人放射線影響研究所理事長
日 本 赤 十 字 社 社 長 }

厚生労働事務次官
(公印省略)

保健衛生施設等施設・設備整備費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、昭和62年7月30日厚生省発健医第179号厚生事務次官通知の別紙「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、新型インフルエンザ等患者入院医療機関については令和2年2月25日から、新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関については令和2年3月6日からそれぞれ適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市区町村又は医療法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分について、貴管内市区町村又は医療法人等に対する周知につき配慮願いたい。



新型コロナウイルス感染症対策に伴う「令和元年度 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」の一部改正について(概要)

改正事項①

現在、新型コロナウイルス感染症対策のため、都道府県等が行うPCR検査に必要な設備に対する補助を行っているところだが、さらなる検査体制の整備を図るため、都道府県等が行う民間検査機関に対するPCR検査機器の設備補助に必要な費用の補助を行う。

具体的には、第3表及び第4表に以下を追加する。

第3表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関	設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 <u>(1) 次世代シーケンサー</u> 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 <u>(2) リアルタイムPCR装置</u> 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数	新型コロナウイルス感染症の検体検査に必要な設備を購入するために必要な備品購入費	2分の1

第4表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関	設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 <u>(1) 次世代シーケンサー</u> 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 <u>(2) リアルタイムPCR装置</u> 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数	新型コロナウイルス感染症の検体検査に必要な設備を購入するために必要な備品購入費	定額

改正事項②

新型コロナウイルス感染症についても、国は都道府県に対し、必要に応じて適切な医療の提供を確保するよう依頼しているところであり、これに基づき都道府県が確保した、新型インフルエンザ等の患者の入院医療を提供する医療機関（以下「新型インフルエンザ等患者入院医療機関」という。）において、新型インフルエンザ等発生時に、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならないようにするため、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図るため、今般、「新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業実施要綱」の改正を行うことから、それに伴う所要の改正を行う。

また、新型コロナウイルス感染症患者に使用する場合に限り、体外式膜型人工肺を整備する際の費用を補助することとする。

具体的には、第1表から第4表を以下のとおり改正する。

(1) 第1表及び第2表を以下のとおり改正する。(下線部が改正箇所)

1 区分	2 基準額	4 対象経費	5 補助率
新型インフルエンザ等患者入院医療機関	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額 (1) 新設、増設及び改築 別表1の基準単価×別表2の基準面積×厚生労働大臣の認めた病床数 (2) 改造及び補修 厚生労働大臣の認めた額	新型インフルエンザ等患者入院医療機関の新設、増設、改築、改造及び補修のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する経費であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。ただし、改造及び補修の場合は補助対象としない。)	2分の1

(2) 第3表及び第4表を以下のとおり改正する。(下線部が改正箇所)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
新型インフルエンザ等患者入院医療機関	初度設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 133,000円×厚生労働大臣の認めた病床数	新型インフルエンザ等患者を入院させる医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品費)及び備品購入費	2分の1
	設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 (1) 人工呼吸器及び付帯する備品 2,221,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数 (2) 個人防護具 3,600円×厚生労働大臣が必要と認めた人数分 (3) 簡易陰圧装置 4,320,000円×厚生労働大臣が必要と認めた病床数 (4) 簡易ベッド 51,400円×厚生労働大臣が認めた台数 (5) <u>体外式膜型人工肺</u> <u>14,000,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</u>	新型インフルエンザ等患者入院医療機関の設備を購入するための備品購入費(ただし、 <u>(5)の整備は、新型コロナウイルス感染症患者に対し使用する場</u> <u>合に限るものとする。)</u>	

適用日について

- ・改正事項①については、PCR検査が保険適用となった3月6日
- ・改正事項②については、実施要綱の改正と合わせて2月25日